

学校法人調布学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人調布学園の役員である理事及び監事の報酬の支給について定める。

(報酬の額)

第2条 学校法人調布学園寄附行為第7条に定める理事及び第8条に定める監事の報酬額は、別表第1による。

2 理事長の報酬は、別表第1による週2日以上勤務する理事の報酬額の3倍を限度として理事会で定めた額とする。

3 役員が、任期満了、辞職及び死亡によりその職を離れるときは、その当月分までの報酬を支給する。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、本学園教職員の支給日の例による。

(旅費)

第4条 役員が校務のため出張したときは、別表第2による旅費を支給する。

2 旅費の支給方法は、教職員に対し支給する旅費の例による。

(期末手当、勤勉手当)

第5条 役員で6月1日、12月1日に在職するものに、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の額は、教職員の例による支給割合及び支給方法によって支給する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第2条に規定する別表第1中「80,000円」とあるのは、平成6年度中は「160,000円」と読み替えて適用する。

附 則

1 この規程は、平成7年7月1日から施行し、平成7年4月1日以降支給する報酬から適用する。

2 第2条第1項に規定する別表第1中の理事長の月額報酬額は、職員の給与改定時に同改正率による引上を行うものとする。ただし、理事長は、改正に際し改正率を引き下げて実施することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 第1 (第2条関係)

職 名		報 酉 額	備 考
理 事	常 勤 (兼職)	月 額 75,000 円	寄附行為第7条理事
	常 勤 (週2日以上)	月 額 460,000 円	"
	常 勤 (週2日未満)	月 額 200,000 円	"
	非 常 勤 (週1日以内)	月 額 50,000 円	"
監 事		月 額 50,000 円	

別表 第2 (第4条第1項関係)

区 分	支 給 額	備 考
交 通 費	目的地までの往復交通費	
宿 泊 費	1泊につき 25,000 円	宿泊を伴う出張の場合
日 当	4,000 円	開催時間の関係で前日出発の場合は 1／2